

令和 8 年 8 月 2 6 日

令和 8 年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

1	鳥羽市手数料徴収条例	・ ・ ・	1
2	鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	・ ・ ・	2
3	鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	・ ・ ・	7
4	鳥羽市景観条例	・ ・ ・	8
5	鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	・ ・ ・	9

新旧対照表

(件名) 鳥羽市手数料徴収条例(平成12年条例第7号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
附 則 1・2 (略) <u>(多機能端末機による交付の場合の手数料の金額の特例)</u> 3 <u>第2条第1項第3号ア、第4号ア及びオ並びに第12号キ及びセに掲げる手数料を徴収する事務(以下この項において「対象事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))を使用し、<u>多機能端末機(本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)</u>により各種証明書等を交付するものに係る手数料の金額は、令和9年1月5日から令和10年3月31日までの間、<u>当該対象事務に係る規定に定める1単位につき10円とする。</u>	附 則 1・2 (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、<u>児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)</u>に係る<u>犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)</u>その他の必要な措置を講じなければならない。 (職員) 第29条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法</u>	第13条 削除 (職員) 第29条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第31条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（三重県が認定地方公共団体である場</u>	（職員） 第31条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第44条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士</u>	（職員） 第44条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第47条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 第9条 前2条の規定を適用する時は、<u>保育士（三重県が認定地方公共団</u>	（職員） 第47条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 附 則 第9条 前2条の規定を適用する時は、<u>保育士（法第18条の18第1項の登</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
体である場合には、<u>保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。	<u>録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年条例第33号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
第13条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第13条 (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市景観条例(令和2年条例第1号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(届出を要しない行為) 第9条 法第16条第8項第12号の条例で定める届出を要しない行為(重点地区を除く。)は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) 2 重点地区における法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、規則で定めるものとする。	(届出を要しない行為) 第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為(重点地区を除く。)は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) 2 重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定めるものとする。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年条例第1号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第<u>243条の2の9</u>第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第<u>243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。